

第1号議案

臨時総会の招集及び開催について

(案)

定款の一部変更、業務規程の一部変更及び役員選任の件について審議するため、定款第17条第3項第2号に定める臨時総会を、以下のとおり、招集、開催する。

(1) 開催日時

2021年12月27日(月) 午前10時30分開始

(2) 開催場所

電力広域的運営推進機関 会議室
(東京都江東区豊洲六丁目2番15号)

(3) 目的事項

<決議事項>

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 業務規程一部変更の件

第3号議案 役員選任の件

第4号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

(4) 招集通知の発送及びウェブ公表予定日

2021年12月8日 招集ご通知(別紙)

以 上

【添付資料】

別紙：臨時総会招集ご通知

別紙

臨時総会
招集ご通知

2021年12月8日

電力広域的運営推進機関

2021年12月8日

会員各位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理事長 大山力

臨時総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本機関の臨時総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今回の開催に際しまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会会場に人が集まる形式を避けて開催したく、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

他方、総会は会員の皆様に対して、本機関の活動についてお時間をいただき説明をさせていただき数少ない場でございます。前回同様下記について取り組んでまいります。

- ①事前に議案についての説明動画を配信させていただきます。
- ②事前に議案への質問を受け付け、当日、ご質問を可能な限り回答いたします。
- ③本総会はインターネットライブ中継を行います。

議決権を保有している会員の皆様におかれましては、別添総会参考書類をご覧いただき、**2021年12月24日（金曜日）17時40分までに、会員情報管理システム（一部の会員におかれては書面）により議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時 2021年12月27日（月曜日）午前10時30分

2. 場 所 電力広域的運営推進機関 会議室
（東京都江東区豊洲六丁目2番15号）

会員の皆様の感染リスクを避けるため、特別のご事情がある場合を除きご来場をお控えいただければ幸いです。なお、事前質問の受付・インターネットライブ中継については、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

3. 目的事項 議決事項

- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 業務規程一部変更の件 |
| 第3号議案 | 役員選任の件 |
| 第4号議案 | 本総会議決事項の修正等に関する委任の件 |

以上

-
1. 一部の会員におかれましては、議決権行使書（書面）を送付しております。書面による議決権行使と電磁的方法（会員情報管理システム）による議決権行使が重複した場合には、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
 2. 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
 3. 複数の電気事業ライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2021年12月17日（金曜日）17時40分までに不統一行使を行うこと及びその理由を、本機関までお知らせください。
 4. 総会参考書類に修正が生じた場合は、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。

(別添)

総会参考書類

<議決事項>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の内容

定款の一部について、別紙1のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

理事の増員に関する定款改正の施行期日の変更を行うためとなります。

第2号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙2のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

本機関の事務局組織に関する変更を行うためとなります。

第3号議案 役員選任の件

事務局に新たに置く「再生可能エネルギー・国際部」を管掌する理事1名の選任をお願いいたしたいと存じます。候補者は次のとおりです。

理事候補者

氏名	現職
榎谷 亨 (ますたに とおる)	電力広域的運営推進機関 本機関参与

【参考事項】理事候補者略歴等

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
榎谷 亨 (58歳)	【最終出身校】
	昭和62年 3月 早稲田大学商学部卒業
	平成4年 6月 米国シカゴ大学経営大学院(MBA) 卒業
	【略歴】
	昭和62年 4月 株式会社三菱UFJ銀行(旧 東京銀行) 入行
	平成20年 4月 ストラクチャードファイナンス部 貿易金融グループ 次長
	平成21年 4月 ストラクチャードファイナンス部 E C Aトレードファイナンスグループ 次長
	平成25年 5月 国際企画部 情報戦略室長
	平成26年 6月 オセアニア総支配人 兼 シドニー支店長
	平成28年12月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 常務執行役員 コンサルティング・国際事業本部 国際本部 副本部長
	平成29年 4月 常務執行役員 コンサルティング事業本部 国際業務支援ビジネスユニット長
	令和3年 4月 常務執行役員 コンサルティング事業本部 国際業務推進本部長
	令和3年10月 電力広域的運営推進機関 参与(現在)
【兼職】	
平成30年 6月 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN) 取締役(非常勤) (現在)	

第4号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（定款一部変更の件及び業務規程一部変更の件）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたいと存じます。

定款一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

- ・ 本機関の事務局組織等に関する規定の変更
【該当条文：附則（令和3年4月16日）第1条第2項（変更）】
 - ・ 事務局に新たに置く「再生可能エネルギー・国際部」を管掌する理事の選任のため、理事の増員に関する定款改正の施行期日を変更

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月1日施行 令和3年4月16日変更</p> <p>定款</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年4月1日施行 令和 年 月 日変更</p> <p>定款</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>

変更前 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行
平成28年4月1日変更
平成29年3月31日変更
平成30年4月1日変更
令和元年7月1日変更
令和2年2月1日変更
令和2年5月1日変更
令和2年7月8日変更
令和3年2月1日変更

変更後 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行
平成28年4月1日変更
平成29年3月31日変更
平成30年4月1日変更
令和元年7月1日変更
令和2年2月1日変更
令和2年5月1日変更
令和2年7月8日変更
令和3年2月1日変更
令和3年4月16日変更

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>附則 (令和3年4月16日) (施行期日) 第1条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第28条の規定は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>(新設)</p>	<p>附則 (令和3年4月16日) (施行期日) 第1条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第28条の規定は、令和4年2月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>(附則 (令和 年 月 日) (施行期日) 第1条 この定款は、令和4年2月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>

業務規程一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

・本機関の事務局組織等に関する規定の変更

【該当条文：第2条、第10条、別表2-1（変更）】

- ・再生可能エネルギー電気特措法改正に伴い、2022年4月から本機関に新たに追加される業務及び国際関係業務に対応するための組織として、「再生可能エネルギー・国際部」を置く旨規定
- ・本機関の業務に関する総合調整、組織を横断した基本的な企画・立案を行う組織として、「政策調整室」を置く旨規定
- ・本機関に関する内外の環境変化に対応して各部等の業務分掌を明確化した表現に変更等

以上

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>平成27年4月1日施行 令和3年7月1日変更</p> <h2 style="text-align: center;">業務規程</h2> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年4月1日施行 令和 年 月 日変更</p> <h2 style="text-align: center;">業務規程</h2> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>

変更前 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行
 平成27年4月28日変更
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月1日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年4月1日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年3月30日変更
 令和2年7月8日変更
 令和2年10月1日変更
 令和3年4月1日変更
 令和3年4月16日変更

変更後 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行
 平成27年4月28日変更
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月1日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年4月1日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年3月30日変更
 令和2年7月8日変更
 令和2年10月1日変更
 令和3年4月1日変更
 令和3年4月16日変更
令和3年7月1日変更

変更前 (変更点の下線)

(用語)	
第2条 (略)	
2 (略)	
一～二十六 (略)	
二十七 「FIT法」とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年8月30日法律第108号)」をいう。	
二十八 「FIT電源」とは、FIT法に定める認定発電設備をいう。	
二十九～四十四 (略)	
(事務局)	
第10条 (略)	
2 (略)	
3 (略)	
一～四 (略)	
(新設)	
(新設)	
五・六 (略)	
4～8 (略)	

変更後 (変更点の下線)

(用語)	
第2条 (略)	
2 (略)	
一～二十六 (略)	
二十七 「再生可能エネルギー電気特措法」とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年8月30日法律第108号)」をいう。	
二十八 「FIT電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法に定める認定発電設備をいう。	
二十九～四十四 (略)	
(事務局)	
第10条 (略)	
2 (略)	
3 (略)	
一～四 (略)	
五 再生可能エネルギー・国際部	
六 政策調整室	
七・八 (略)	
4～8 (略)	

別表2-1 組織の業務分掌

組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括に関すること (以下「 <u>に</u> 」に関すること) の記載を省く。) 、国の各種機関との連絡調整 (許可申請に関する総括を含む。) 、総会、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・消耗品、防災・危機管理、 <u>法務</u> (定款、業務規程及び送配電等業務指針を含む。) 、環境、事業計画、予算、組織・要員、委員会、渉外、業務改善、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、統計 (年次報告書の作成を含む。) 、系統情報の公表、需要者スイッチング支援、情報システム (運用部所管のものを除く。) の開発・運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項
企画部	企画、調査・研究、容量市場
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス
(略)	(略)
(略)	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
紛争解決 対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理 (あっせん・調停) 、指導・勧告、制裁
監査室	内部監査

別表2-1 組織の業務分掌

組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括、 <u>総務</u> ・ <u>防災</u> ・ <u>事業継続計画の策定</u> ・ <u>法務</u> ・ <u>人事</u> ・ <u>経理</u> ・ <u>財務</u> ・ <u>購買</u> ・ <u>広報</u> ・ <u>情報システム</u> 等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項
企画部	容量市場の設計・管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、その他企画全般
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、 <u>電源入札等の設計</u> ・ <u>管理</u> ・ <u>設備形成計画の策定</u> 、 <u>系統アクセス業務</u>
(略)	(略)
(略)	(略)
再生可能 エネルギー 一・国際 部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括
政策調整 室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案
紛争解決 対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁
監査室	監査全般

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(新設)</p>	<p>附則(令和 年 月 日) (施行期日) 第1条 本規程は、令和4年2月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行す る。</p>